

平成 30 年 9 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

家庭から排出される「蛍光灯管の電話等申し込みによる訪問回収」について

標題について、国では、「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成 27 年 6 月に「水銀汚染防止法」が公布され、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」が策定されるとともに、平成 26 年度からは、家庭内に退蔵されている水銀血圧計等を日本薬剤師会会員の薬局等を拠点に回収する「水銀添加廃製品回収促進モデル事業」を、本市をはじめとした全国の市町村で実施するなど、水銀使用廃製品の適正な分別・回収を推進しています。

そのような中、本市では、家庭から排出される蛍光灯管については、拠点回収により水銀使用廃製品の適正回収に取り組むとともに、平成 30 年 3 月の一週間において、蛍光灯管の分別収集を実施してきたところです。

現行では、拠点回収場所への持ち込みが困難な場合、破損防止の上、「普通ごみ」として排出するように周知していますが、水銀使用廃製品のより適正な回収に取り組むため、平成 30 年 3 月に実施した分別収集の検証を踏まえ、次のとおり拠点回収に加えて、電話等申し込みによる訪問回収を実施しますのでお知らせします。

なお、事業活動に伴い発生する蛍光灯管は従来どおり産業廃棄物として適正に処理してください。

記

1 実施時期

平成 30 年 10 月 1 日（月）から

2 回収品目

蛍光灯管（電球・グロー球・LEDを除く）

粗大ごみ収集に該当する大きさのもの

（最大の辺又は径が 30cm を超えるもの、棒状で 1 m を超えるもの）も含む

3 市民への周知方法

各区広報紙（10 月号）や環境局ホームページにより市民周知を行う。

周知ビラは別添のとおり